

(肢体不自由用)

- 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）
- 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
 - 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性まひ・痙性まひ・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
 - 起因为位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
 - 排尿・排便機能障害：なし・あり
 - 形態異常：なし・脳・脊髄・四肢・その他

参考図示

変形 切離断 感覚障害 運動障害

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

- （注） 関係ない部分は記入不要
- 歩行能力の程度（ m）
 - 起立位（ 分）
 - 座位（可・不可）
 - 動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、
（ ）の中のものを使う時はそれに○

寝返りする		シャツを着て脱ぐ	
足を投げ出して座る		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
いすに腰掛ける		ブラシで歯を磨く（自助具）	
立つ（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		タオルを絞る	
洋式便器に座る		背中を洗う	
排泄した後始末をする		二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ、松葉づえ）	
（はしで）食事をする（スプーン、自助具）		屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ、松葉づえ、車いす）	
コップで水を飲む		公共の乗り物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

- 注1 上下肢の欠損の場合は、欠損部が上腕、前腕、大腿又は下腿のそれぞれ1／2以上であるか否かを明記すること。
- 2 指の欠損の場合は、各指骨間関節（I P、P I P、D I P）の残存の有無を明記すること。
- 3 上記6・7・8の部分については、補装具、つえ等を使用しない状態で記入すること。

計測法：

上肢長：肩峰→^{トウ}橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘（^{キョク}脛骨）内果

大腿周径：^{タイ}膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）

上腕周径：最大周径

下腿周径：最大周径

[illegible]